

## 吉野川市建設工事発注にかかる施工者分割型入札方式（一抜け方式） 試行要領

### 第1 趣旨

この要領は、吉野川市が発注する建設工事（以下「工事」という。）において、主として建設業者の受注機会の確保及び工期短縮を目的に試行する「施工者分割型入札方式（一抜け方式）」（以下、「一抜け方式」という。）の入札に関し、必要な事項を定めるものとする。

### 第2 定義

一抜け方式とは、同種の入札参加資格条件に基づき分割発注を行う場合であって、同時発注する場合に、あらかじめ分割発注する工事の開札の順番（以下、「落札決定順位」という。）を決め、落札決定順位上位の入札において落札者となった者は、落札決定順位下位の入札を失格（ただし、落札決定順位下位の入札において無効となる場合を除く。）とする入札方式をいう。

### 第3 対象工事

吉野川市が発注する次の各号に掲げるすべての要件に該当する複数の案件について、吉野川市建設工事審査委員会に諮ったうえで一抜け方式を適用し、入札を執行することができる。

- (1) 同一事業工区又は連続する事業工区において、合理的理由により明確に分割できる工事
- (2) 入札公告又は指名通知及び開札日が同日の工事
- (3) 同一の入札参加資格要件、かつ、同一工種の工事

### 第4 落札決定順位（開札の順番）

落札決定順位は、原則として設計金額の高い順に設定することとする。

### 第5 入札公告等

一抜け方式による入札を行おうとするときは、入札公告又は指名通知発行の際に次の各号の内容について公表することとする。

- (1) 当該案件が「施工者分割型入札方式（一抜け方式）」であることを明示するとともに、入札公告又は縦覧資料中に一抜け方式の内容と次の表を掲載すること。

施工者分割型入札方式（一抜け方式）対象工事

落札決定順位	工 事 名	工 事 箇 所
1	平成〇〇年度〇〇〇〇〇工事（1）	吉野川市〇〇町〇〇（第1分割）
2	平成〇〇年度〇〇〇〇〇工事（2）	吉野川市〇〇町〇〇（第2分割）

- (2) 入札の不調、不落等に伴う再入札等において、当初入札に係る契約者に制約を課す場合は、必ずその内容を入札公告に記載すること。

## 第6 実施にあたっての留意事項

発注担当者は、次の事項を総合的に勘案の上、実施することとする。

- (1) 建設業者の受注機会の確保及び工期短縮につながる事
- (2) 安全管理上問題がないこと
- (3) 現場への進入路の問題等により工事に支障がないこと
- (4) 地域住民等への影響等支障がないこと
- (5) 競争性が確保できる参加数が見込まれること

## 第7 不調、不落等の取扱

落札決定順位上位の入札において、不調、不落又は中止により落札者が決定しない場合も、下位の入札において引き続き一抜け方式を適用し入札を執行することとする。

附 則 この要領は、平成31年5月1日から施行する。